

現場説明書 新旧対照表

改定後	改定前
<p style="text-align: center;"><b>現場説明書</b> <span style="float: right;"><u>1</u></span></p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年7月15日以降調達公告適用</p> <p>①から⑤ 略 ⑥（週休2日工事） <u>【治山工事、林道工事、港湾工事、漁港工事以外】（該当しない場合は削除）</u> 本工事は、鳥取県県土整備部週休2日工事実施要領（平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知）の対象工事である。<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm</a> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事を実施すること。 <u>【治山工事、林道工事】（該当しない場合は削除）</u> 本工事は、鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領（令和6年4月26日付第202400033117号森林・林業振興局長通知及び第202400031869号治山砂防課長通知）の対象工事である。<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/317565.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/317565.htm</a> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規程に従い週休2日工事を実施すること。 <u>【港湾工事、漁港工事】（該当しない場合は削除）</u> 本工事は、鳥取県県土整備部週休2日工事実施要領（平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知）の対象工事である。<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm</a> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事を実施すること。 <u>ただし、港湾工事及び漁港工事は、通期の週休2日の補正を適用しない。</u> <u>そのため、月単位の週休2日に満たない場合、月単位の週休2日の補正係数を除し、請負代金額の減額変更を行う。</u> 「用地関係」から「安全対策」 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>現場説明書</b> <span style="float: right;"><u>特記事項1</u></span></p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年4月1日以降調達公告適用</p> <p>①から⑤ 略 ⑥（週休2日工事） 本工事は、鳥取県県土整備部週休2日工事<u>試行</u>実施要領（平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知）の対象工事である。<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm</a> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事を実施すること。 「用地関係」から「安全対策」 略</p>
<p style="text-align: center;"><b>現場説明書</b> <span style="float: right;"><u>2</u></span></p> <p>「濁水処理」から「建設副産物の処理」 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>現場説明書</b> <span style="float: right;"><u>特記事項2</u></span></p> <p>「濁水処理」から「建設副産物の処理」 略</p>
<p style="text-align: center;"><b>現場説明書</b> <span style="float: right;"><u>3</u></span></p> <p>「建設副産物の処理」 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>現場説明書</b> <span style="float: right;"><u>特記事項3</u></span></p> <p>「建設副産物の処理」 略</p>
<p style="text-align: center;"><b>現場説明書</b> <span style="float: right;"><u>4</u></span></p> <p>「建設副産物の使用」から「その他」 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>現場説明書</b> <span style="float: right;"><u>特記事項4</u></span></p> <p>「建設副産物の使用」から「その他」 略</p>
<p style="text-align: center;"><b>現場説明書</b> <span style="float: right;"><u>5</u></span></p> <p>その他 ③から⑦ 略 ⑧（電子納品） 情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。 情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。 電子納品に当たっては、<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm</a> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。 <u>オンライン電子納品を実施する場合は、<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm</a> に掲載された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領（令和6年6月12日付第202400071599号技術企画課長通知）に従うこと。</u> ⑨から⑪ 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>現場説明書</b> <span style="float: right;"><u>特記事項5</u></span></p> <p>その他 ③から⑦ 略 ⑧（電子納品） 情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。 情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。 電子納品に当たっては、<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm</a> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。 ⑨から⑪ 略</p>

現場説明書 新旧対照表

改定後		改定前	
<p>現場説明書 <span style="float: right;">6</span></p>		<p>現場説明書 <span style="float: right;"><u>特記事項6</u></span></p>	
その他	<p>⑫から⑬ 略 ⑭ (現場管理費補正) <u>【治山工事、林道工事以外】(該当しない場合は削除)</u> 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の<u>試行要領(令和元年6月12日付第201900066875号県土整備部長通知)</u>の対象工事である。 熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm</a>に掲載された<u>本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い</u>、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。 <u>【治山工事、林道工事】(該当しない場合は削除)</u> 本工事は、<u>治山事業及び林道事業における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領(令和元年7月31日付第201900109943号森林・林業振興局長通知及び第201900108860号治山砂防課長通知)</u>の対象工事である。 熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/318163.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/318163.htm</a>に掲載された<u>本工事調達公告日時点で最新の同要領の規程に従い</u>、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。</p> <p>⑮ 略</p>	その他	<p>⑫から⑬ 略 ⑭ (現場管理費補正)  本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事とする。熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm</a>に掲載の<u>熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領に基づき</u>、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。</p> <p>⑮ 略</p>
<p>現場説明書 <span style="float: right;">7</span></p>		<p>現場説明書 <span style="float: right;"><u>特記事項7</u></span></p>	
「その他」	略	「その他」	略